

◆16番（下市香乃美君） 皆さんこんにちは。

今、佐々木議員からのするどい質問があった後で、今議会個人質問のトリを務めることになりました市民ネットの下市香乃美でございます。

磯谷議員の方から、紅白のトリはスマップだったよというお話がありました。世界に一つだけの花というのは私も大好きな歌でして、紅白の場合は実力や人気、いろいろなことでスマップに決まったと思いますが、今議会のトリは抽せんできて決まっております。でも、一生懸命頑張っておりますので、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

まず、合併・政令市構想についてお尋ねいたします。

玉野市の山根市長から特例法の期限内の合併を断念する意向が発表され、11月議会では想定してなかった合併の枠組みの変更を余儀なくされました。将来的には政令市を目指すのだから政策変更ではないということですが、政策は実現するから政策になると思います。岡山市が政令市になるという目標期限はいつまでとお考えでしょうか。

また、実現しなかった場合の責任の所在はどうなるのでしょうか。

次に、今回の1市2町の合併が政令市に向けてのワンステップというお話がありました。それでは、この先考えている次の段階とは具体的にどういう事柄で、どういう手順で実施しようとしているのか、スケジュールをお示しください。

1市2町で法定協議会を先行し、2町以外も前向きに検討するというお話がありました。前向きに検討する2町以外とはどこの自治体を想定しているのでしょうか。

また、その実現の可能性はどうかとお考えでしょうか。

市長は、住民説明会とごになるという部分があったというお話をされました。住民に対して誠意を持って情報公開をするというなら、いま一度それをちゃんと説明する必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。

また、将来の岡山市の姿を左右する重要な合併の法定協議会設置の議案がこれから提案されるようですが、個人質問最終日に出すことについて、十分な市議会の議論の時間を確保していると考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねします。

次に、合併特例債と起債制限比率についてお尋ねします。

合併特例債は、2市2町のときには550億円、1市2町では304億円と計算されています。1市2町で304億円の合併特例債となると、合併後の収支改善額は幾らぐらいになるとシミュレーションできますか。

岡山市の起債制限比率は、14年度の決算時点で14.9%です。高いんですね。現在の財政状況で、岡山市は合併特例債を満額使用できるのでしょうか。

次に、任意協議会で考えられていた乳幼児医療費負担を、1市2町の枠組みの中でも就学前まで引き上げること継続するならば、どのぐらいの負担になるのでしょうか。

また、その収支改善に与える影響は大きくなりませんか。

次に、ドームとアクションスポーツパークについてお尋ねします。

まず、エックス社の経営についてお尋ねします。

エックス社については、亀井議員への答弁で、1億2,600万円のうち2,200万円は債権放棄の意思があったということですが、そうすると支払うとしている600万円を除いた残りの9,800万円の処理はまだできていないということになります。長期の収支計画が赤字になっていますが、この前提条件、未払い金600万円を支払うということが変わると、収支計画そのものが変わってくると思います。

たびたびの質問になっていますが、9,800万円の未払い金がエックス社にないという一般的な法律的・常識的な観点とはどういうものなのか、個別具体的に示してください。ここのところが理解できないと、今回のドーム運営委託の話は判断ができません。

未払い金の処理に関して、相手との合意成立を待ってからドーム委託の検討を始めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

今回の蜂谷工業の支援で財務体質が改善されました。しかし、これまでの1期、2期の経営での損金を差し引くと残りが500万円程度、こういう会社なんです。この程度の会社であれば、第4期目以降の計画に狂いがあれば、支払い不能に陥る可能性があると思いますが、いかがでしょうか。

民間会社の経営を判断する場合、収支計画のほかに損益計算書が重要な意味を持ちます。これには当然減価償却と開業費・創立費の償却が含まれます。エックス社は、減価償却を法人税法に規定する定額法で、繰延資産である創立費・開業費を商法に基づき5年間の均等償却としています。設備の償却は、年額約2,200万円を計上しており、約10年間の償却になると思います。これら2つの償却で、1期目5,590万円、2期目6,349万円が計上され、その結果として累積赤字が2億800万円になるとしています。3期目以降もこのやり方で計算すれば、当然収支計画は赤字が当分続きます。エックス社の経営状況はこのように判断すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、アクションスポーツパークの設備についてお尋ねいたします。

平成18年、アクションスポーツパークが市へ施設移譲された後は、施設が安心して使えるための費用は市が負担するということになります。一方、市と公園協会との契約書では、市が行う改築・改修は市の負担、管理上必要な修繕等に要する費用は公園協会の負担とされています。では、具体的に何が市の負担で、何が公園協会の負担となりますか。

現在、エックス社が負担している修繕費用は、譲渡後はどちらの負担になりますか。

次に、現在、エックス社が負担しているのは、施設等の使用において発生する修繕費用ですが、これを市が負担するということになれば、ASPOの管理運営は利用料収入により独立採算とし、市負担はない——これは2001年2月議会の答弁です——という前提が崩れることになりませんか。

次に、エックス社へのアクションスポーツパークからの収入は、売り上げから光熱費等を引いた額の90%ということになっています。市に譲渡後、修繕費の負担がなくなった後も同じ設定というのは不合理ではないでしょうか。修繕の負担がほかに移れば、当然この数字を設定し直す必要があり、エックス社の収支計画も変更されることになるとと思いますが、いかがでしょうか。

次に、プロポーザルの提案と現状の相違の問題についてお尋ねいたします。

2002年11月の決算委員会報告に、アクションスポーツパークは平成15年度末に多目的ドームが完成して初めて一体的活用が可能になり、事業要件が完結されるものである。現段階ではまだ工事中、ハンディを負っている状況。全体が完成すれば相乗効果も出てくるので、ある程度利用状況を見た上で事業評価を行いたいとあります。ドームとアクションスポーツパークの一体的経営がエックス社の経

営改善につながるという何となくのムードだけではなく、ドーム開業後の相乗効果を具体的にお示しください。

これ一体的経営にまだなっていないから答えられないとかそういうふうには言わないでくださいな。

アクションスポーツパークは、当初の計画どおりに事業が進んでいません。10億円のにぎわい施設については、2002年7月30日付の橋本弁護士の意見書で、共同企業体の責任として、工事契約に付随する義務として10億円の整備をする義務がある旨記されています。当初のプロポーザル提案が履行されていない一例です。また、集客数も50万人を見込んでいたのですが、初年度2万1,600人、2年目3万8,000人ということで、単なる見込み違いでは済まされない数字と言えます。プロポーザル提案そのものに重大な瑕疵があったものと言わざるを得ません。

本来、人を集める施設をつくるのが目的だったことからしても、共同企業体との契約を解除できるぐらいの重大なことであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、ドームの管理・運営委託についてお尋ねします。

ドームの管理・運営をエックス社に委託するかどうかは政策的判断です。エックス社の財政状況やドーム施設の運営ノウハウや人材がそろっている、コストが安いかなど総合的に判断すべきであり、信義則もその一つの判断材料と言わなければなりません。ところが、当局は、公的主体としてまず信義則を果たし、それから求めるものを求めていくと信義則を第一義としています。公的機関である岡山市の政策判断として、総合的に判断してエックス社以外へ委託するという選択はあり得ないのでしょうか。

ドームの委託について、2003年2月議会では、エックス社の経営改善の見通しが立っていない現時点では、公園協会に委託せざるを得ないとの答弁があります。つまり、エックス社の経営状態が委託の条件と言えます。そして、ドームの委託は1年契約になっています。となると、今後エックス社の経営が収支計画どおりいかず、計画上の数字が過大な見込みであると判明したなら、その次の年の契約はどうするのですか。契約更新を見合わせることはあるのでしょうか。

次に、これまでアクションスポーツパーク、エックス社、ドームをめぐって多くの時間をこの議会でも使ってまいりました。そもそもプロポーザルで採用した石本・戸田案の計画自体に多くの問題が含まれていたということが指摘できます。当局には、議会、市民の率直な意見に耳を傾けていただきたい。そして、岡山ドームを市民のための親しまれる施設にしていくことを目指して、当局、議会、市民が力を合わせるべきだというふうな考えます。

そこで岡山ドームの管理運営については、指定管理者制度の導入も検討し、よりよい施設にするということに全力を注ぐべきではありませんか。指定管理者制度を導入する予定はありますか。

また、エックス社は一体経営についての具体的な経営戦略を出していないそうです。市はエックス社に経営戦略を求め、それを見て委託すべきかどうかを判断すべきと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、この場所は市の一等地と言われています。西部新拠点計画の最初の事業でもあります。ここでの事業がうまくいかないと、市民の皆さんは納得ができません。納得のいくプランができるまで、公園協会がピンチヒッターであるのはやむを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、病院事業管理者の成功報酬などについてお尋ねします。

病院事業管理者の成功報酬は、12年6月の市長答弁、「病院事業管理者の給与につきましては、議会からの御指摘を踏まえて、経営改善のインセンティブとなるよう、基本の給与に加えて、改善した額に応じた成功報酬を年1回支給したいというふうなことを考えております」というところから出てまいりました。そして、要綱による支給を改め、14年2月議会に岡山市病院事業管理者の給与に関する条例第2条の改正が行われ、そして15年11月議会では廃止されています。この状況を見ますと、榊原氏に支払うために成功報酬をつくったのかとの感がぬぐえません。

榊原氏が辞任された後、病院事業管理者を新たに選任しないのはなぜでしょうか。

成功報酬部分の条例を廃止しましたが、今後は病院事業管理者には成功報酬は支給しないのでしょうか。

改めてお聞きしますが、成功報酬を収支差額の20%と決めた根拠は何だったのでしょうか。

榊原氏の就任した12年7月以降も繰越赤字は年々ふえています。民間企業においては、当期が赤字であり、かつ繰越欠損金を計上している場合は、特に役員報酬はもちろんのこと、株主への配当はありません。このような中での成功報酬8,300万円と7,400万円の支払いは妥当と言えるのかどうか、改めて御所見をお伺いします。

15年11月議会で「年明けの1月に審査を受けるということを念頭に準備を進めております」という答弁がありました。第三者機関の評価である病院機能評価のその後の状況について御説明ください。

次に、吉備病院については、市民ニーズや公共性をプロポーザルで確保し、民間に移譲していくというお考えのようです。御津・灘崎との合併が視野に入っている今、あえて吉備病院だけを切り離して先に動かしていくことに少々疑問を感じております。今後の病院事業の検討もこのような手法で行うのでしょうか。

公的病院のありようは、どこでどのようにして検討していくのでしょうか。

岡山市立病院将来像検討委員会の今後のスケジュールについてお聞かせください。

次に、勤労者福祉施策についてお尋ねいたします。

まず、平成16年3月1日施行の改正職業安定法で、自治体による無料職業紹介が解禁されました。大阪府の和泉市では、国や民間の職業紹介業者が対応し切れない層の就労を支援するとして、母子家庭の母親や身体障害者、高齢者などの職探しに重点を置くとして始めています。地元の産業団地と協力し、ハローワークに求人を出さない零細企業のニーズもくみ上げるとしています。何らかの理由で仕事をやめた後、次の仕事がなかなか見つからないという声はたくさんお聞きします。特に深刻なのは母子家庭の方々です。岡山市も無料職業紹介の事業を考えるとときではないでしょうか。

次に、勤労者福祉センターについてお尋ねします。

勤労者福祉センターは、勤労者の福祉増進、教養文化の向上及び余暇利用の充実を図り、勤労意欲を盛り上げていただく拠点として建設されたものです。今、この勤労者福祉センターのリニューアルの計画があります。1階の喫茶室の後に事業所内保育施設として整備するための予算が2,680万円つき、また旧館は取り壊し、駐車場として整備することになっています。そして今議会で、公設の法律事務所を設置するという案も出てまいりました。

さて、この勤労者福祉センターには運営委員会規程があり、勤労者福祉センターの管理運営に関すること、その他市長が必要と認める事項に関することを所掌することになっています。現在、取り上げられている勤労者福祉センター内のリニューアル等について、運営委員会ではどのような協議がなされているのでしょうか。

次に、今申し上げました事業所内保育施設についてお伺いします。

保育サービスの充実を図るため、市として保育施設を設置するということですが、近くには岡山市の登録保育施設が2つもあります。また、先日、保健福祉局長からは、保育園の定員超過地域が9小学校区あり、その上7小学校区も足りなくなりそうだという答弁もありました。厚生労働省でも、保育は認可保育所で行うことを基本としています。今この時期にこの場所でこの施設が必要だということをお伺いします。

保育時間と保育対象年齢について御説明ください。

また、市の施設で行われる認可外保育園で保育の質はどのように担保するのでしょうか。

民間事業者に委託するということですが、市はどのような責任を負いますか、お尋ねします。

次に、保育園と児童クラブについてお尋ねいたします。

平成10年3月16日全国児童福祉主管課長会議において、保育所の最低基準等の見直しが行われています。これまで2割以内とされていた短時間勤務保育士の割合が緩和されました。この間、短時間勤務保育士は何人ふえたのでしょうか、公立・私立それぞれでお教えてください。

次に、正規職員が1人も配置されていないという状況はないのでしょうか。特に延長保育の時間帯はどうでしょうか。

8時間の保育時間を前提にした運営費で11時間の開設を求める延長保育対策によって、既に細切れ、つけ足しの保育が常態化しており、ある園では長時間保育を受ける乳児が接する保育者は、1日に10人にもなるという報告もあります。担当の保育士が日に何人も変わることは、保育の継続性に支障を来すだけでなく、子どもの気持ちや情緒の安定にとっても好ましくないと思います。短時間勤務保育士の割合の増加は、人格形成の基礎に当たる子どもたちにとって、保育の質の低下につながるのでしょうか、御所見をお伺いします。

保育の質を低下させないために、組やグループ編成の定義や規定を明確にする必要があると思いますが、いかがでしょうか。岡山市独自の指導をしているのでしょうか。

厚生労働省も、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、福祉分野においても第三者評価事業を導入するとしています。和光市では、保育園の第三者評価を既に始めています。岡山市も第三者評価を考える時期に来ているのではないのでしょうか、お尋ねします。

次に、児童クラブについてお尋ねします。

昨年、児童クラブの充実に向けた見直しがなされ、希望するすべての児童を受け入れる取り組みを進めているところです。しかし、現状は児童1人当たりの平均面積が、市の公立保育所が4.35平方メートル、私立保育所が3.51平方メートル、それに対して児童クラブは1.97平方メートルです。また、児童1人当たりの平均月額運営費——1人にかかるお金ということになりますが、公立保育所が11万3,433円、私立の保育所が8万1,887円、そして児童クラブの児童1人当たりの補助金は6,602円です。昨年の児童クラブの見直しにより補助金の加算制度ができました。その実施状況についてお尋ねします。土曜日加算、長時間加算、障害児受入加算、それぞれについて御説明ください。

障害児の児童クラブや保育園の児童クラブもでき、新しい取り組みを進めています。新しい取り組みの現状と今後の方向性についてお示しください。

次に、大規模クラブの問題があります。大規模クラブでは、入所許可人数、余り多いと入れないんでね、どうやってどの子にやめてもらおうかという、そのために入所基準を設けてやっている運営委員会もあります。大規模クラブについては、クラブの分割という方向性も考えるときではないでしょうか、御所見をお伺いします。

児童クラブの標準基準など、次の児童クラブの見直しについてはどのようにお考えでしょうか。

次に、高齢者福祉の充実についてお尋ねします。ここでは1点だけ。

高齢者が元気でいるためには、また在宅介護を進めるためにも、居住福祉という考え方が大切だと思います。北欧では、福祉は住宅に始まり住宅に終わるとさえ言われています。劣悪な環境の中では生き続けられないことは、阪神・淡路大震災がたくさんのことを教えてくれています。

岡山市の65歳以上の人口は、去年の5月1日現在で11万1,565人、17.5%を占めています。そのうち一人暮らしの高齢者は1万4,701人、高齢者人口の13.18%になっています。高齢者の新規入居は、60歳を過ぎると難しいと言われていました。東京都では、入居希望者が高齢でも入居を拒まない、歓迎する家主の賃貸住宅を登録し、インターネットや市町村役場で公開する高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度というのを開始しています。岡山市でもそういった事業を始めるお考えはありませんか。

次に、岡山市の農業と土地改良事業についてお尋ねします。

14年3月の土地改良事業の包括外部監査の結果報告から、2年かけてやっと検討委員会の答申が出ました。今議会では、土地改良区の統合を統合推進協議会で進めていくという答弁もありました。

さて、さまざまな形態の土地改良区がある中で、土地改良区の統合はどのような方法で取り組んでいくお考えでしょうか。

土地改良区を統合することにより、応分の負担を考えているという答弁がありました。では、いつまでに統合するのでしょうか。

土地改良区の統合を待っていないと改善が進まないということになるのでしょうか。岡山市は下水道の整備ができていますので、会社やお店が用水路に大量の排水を流しているところもたくさんあります。できるところから受益者負担を取っていくということは考えられないのでしょうか。

監査人の意見は、「指導、監督できる権限を市にも与えるように要望し、現在の土地改良制度を根本的に改める努力をすべき」というものでした。新規事業については、「協議」をするという法改正がありました。事業は始まっていますが、工事着手に至っていない足守川のバイパス化事業は、47億8,000万円の岡山市負担が予定されています。これがいわゆる隠れ借金になるものです。今ならまだ間に合います。事業費の圧縮を含め、岡山市から新しい提案をする必要はないのでしょうか。

岡山南部かんがい排水事業として、南部への水の供給はもちろん大切だと思います。しかし、そのために北部の方々の現在の田植えができなくなる、収量が落ちるというのでは、何のためのかんがい排水事業なのかわかりません。受益地がどこも潤うように調整することが市の役目ではないでしょうか、御所見をお伺いします。

先日の太田議員の質問に経済局長から、高梁川から清水を導入し、受益地域全体に適時・適量の水を送るとの答弁がありました。これは11年3月4日に土地改良法の異議申し立てに対する農林水産大臣の決定書、興除用水の水質改善は本事業の目的ではなく、本事業計画において定められるものではないということと食い違わないでしょうか、御説明ください。

学校給食の問題については割愛いたします。

最後に、教育施設の整備についてお尋ねいたします。

今予算には、加茂小学校のプール改築費1億8,180万円と大野小学校屋内体操場及びプール改築費3億2,420万円、継続費設定として総事業費は8億2,000万円が計上されています。この2件の事業費が設定された理由を、15年6月の教育長答弁にある、建築年度、老朽度、緊急性、建物の耐久性、耐震診断、耐力度調査等の建物診断、国庫補助の採択、自主財源等との整合性から、数値を用いて御説明ください。この基準の中で最も優先される基準は何なのでしょう。

土地の先行取得や設計を既に終わっているものがある中から、この事業が選定された理由を御説明ください。

中学校の武道場が2校できていないことは、教育長もよく御存じです。なぜこちらの優先順位が低いのか、よくわかるように御説明ください。

行政は、市民によくわかるように進めることが大切です。建設に至るまでの優先順位を決める判断基準は上述のとおりです。それに基づいて優先順位を決定し公表する、そういう時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、大野小学校の体育館とプールは、2階建てで1階がプール、2階が体育館だそうです。Oモソーラーの太陽熱により水を温め、4月から11月までプールの使用が可能と聞いています。プールの水を温めるソーラー設備をつける目的は何でしょうか。

4月から11月までのプール使用可能期間の具体的な利用方法をどのようにお考えでしょうか。

地域へのプール開放も考えていらっしゃるのでしょうか。

今後の体育館やプールの整備については、このような仕様としていくのでしょうか、お尋ねいたします。

あとは割愛いたします。

これで第1回目の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

P.415

◎市長(萩原誠司君) 下市議員の御質問にお答えいたします。

まずは、病院事業管理者の職務代理になっているのはなぜかということですが、これは任期途中の交代だったわけで、残任期間は職務代理というふうに御理解を願います。

それから、職業紹介でございますけれども、岡山市は御案内のように、福祉事務所において独自に就業支援相談員を既に置いて今までやってきておりますので、国の動きに先行しているということでございますが、今後も無料職業紹介についても研究をしていきたいと思っております。

それから、保育所の最低基準の見直しに関係で、第三者評価という議論がありますけれども、いずれにしても福祉関係でこのところさまざまな問題が指摘をされている中で、特養については幾つかの問題がありましたけれども、第三者の目が必要であるということはそのとおりでございます。機関をつくらなければならないことが必要かどうかは別として、研究課題でもあり、また包括外部監査でありますとか、私どもの監査の活用の可能性もあるものと考えております。

それから、勤労者福祉センターでありますけれども、運営委員会はあるんですが、ちょっと今回のリニューアルについての議論をするべき場ではないような、今までの設置の形態にもなっております。そこで今回の改修計画については、総合政策審議会の保健・福祉部会に諮る予定となっておりますが、一方で運営委員会についても、組織及び権限の内容について、しっかりしたものにして今後活用していきたいと考えております。

以上でございます。

P.416

◎病院事業管理者職務代理者(渡邊唯志君) 成功報酬部分の条例を廃止したが、今後は病院事業管理者には成功報酬は支給しないのかとの御質問でございます。

支給の根拠となる条例がございません。したがって、支給はないということでありまして、

改めて聞くと、成功報酬を収支差額の20%と決めた根拠は何であったのかという御質問でございます。

事業の困難性の程度いかんによって成功報酬が決まると思っておりますけれども、この困難性という抽象的表現、これを数値化することは、このことその困難でございます。これを医学的に例えてみますと、炎症で痛みがあるときは、本人が「痛い痛い」と言っても本人の愁訴だけでなく、はれであるとか痛みであるとか、あるいは熱や広がり等の、そういった他覚所見を診て程度を判定いたします。

市立病院事業の困難性というのを考えてみますと、赤字額が大きいと、雪だるま式に悪化しておると、職員の経営改善に対するモチベーションが低いと、ハード面での改善が困難あるいは不可能であると、人事や予算面での制約があると、こういった他覚所見を考えて、危機的状況にあった病院事業を立て直すために、医療についての高い見識と組織的指導力の卓越した管理者を招聘するというところで、議会でも議論をいただいた中で条例に規定したものであります。

榊原氏の就任した12年7月以降も、繰越赤字は年々ふえている。民間企業においては当期が赤字であり、かつ繰越欠損金を計上している場合は、役員報酬はもちろんのこと、株主への配当はありません。このような中で成功報酬8,300万円と7,400万円の支払いは妥当と言えるのかどうかという御質問でございます。

これは条例での規定により算出された金額でありまして、また岡山市病院事業管理者期末手当検討委員会から報告をいただいておりますように、妥当と考えております。

15年11月議会、年明けの1月に審査を受けるということを念頭に準備を進めているという答弁がありました。第三者機関の評価である病院機能評価のその後の状況ということでございます。

病院機能評価につきましては、本年1月中旬、3日間にわたる訪問審査を終えまして、約3カ月後と言われている結果通知を待っている状況であります。

吉備病院についての3点の御質問でございます。今後の病院事業の検討もこのような手法で行うのか、公的病院のありようはどこで検討するのか、岡山市立病院将来像検討委員会の今後のスケジュールという御質問に、一括してお答えいたします。

まず、公的病院のありようは、病院の将来像を検討する中で検討すべき重要な課題であると考えております。

また、検討の手法につきましては、それぞれ病院の機能や役割、経営状況、地域の医療ニーズなど

を総合的に勘案して、適切な手法を採用してまいりたいと思っております。

なお、岡山市立病院将来像検討委員会の今後のスケジュールは未定であります。適宜開催し、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 416

◎総務局長（広瀬慶隆君） 事業所内保育施設につきましてお答えします。

まず、今この時期にこの場所でこの施設が必要だということを説明してくれということでございます。

事業所内保育施設につきましては、職員の意向調査によりまして一定のニーズが確認されたこと、さらに次世代育成支援対策推進法に基づきまして行動計画策定指針が示され、その必要性を一層認識する中で、勤労者福祉センター1階のレストランが撤去されたため、広さ、立地条件等を考慮した結果、適地であると判断して事業化することといたしました。

それから、保育時間と保育対象年齢、それから市の施設で行われる認可外保育園の質はどう担保するのか、民間事業者に委託されるが、市はどういう責任を負うのかという3点の質問に対しまして一括してお答えします。

現時点では、保育時間を午前8時から午後5時30分まで、延長は午後8時までとし、保育対象年齢をゼロ歳から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児と想定しているところでございます。

また、保育中の事故につきましては、建物の管理瑕疵に係る事故以外は委託契約により委託業者が責任を負うこととなります。

また、保育施設は市の指導・監督を受けながら、厚生労働省の認可外保育施設指導監督基準が適用されます。この基準には、保育従事者の必要数についても規定されているため、保育の質は担保されるだけでなく、開園後は、保護者、職員厚友会、委託業者で運営委員会を定期的に開催しまして、保育内容等を話し合っ、よりよい保育施設となるように協議していきたいと考えております。

以上です。

P. 417

◎企画局長（天野勝昭君） 合併・政令市構想につきまして10項目の御質問にお答え申し上げます。

本市の政令市移行につきましては、その人口要件を考えますと合併が必要ということでございますが、岡山市といたしましては政令市移行の早期実現を願っておるものでございますが、合併はすべて相手のあることでありまして、期限や手順、そしてその相手につきましては今後のプロセスの中で次第に具体化されるものと考えておりまして、今後とも時宜を得た対応を行い、関係市町とも連携をとりながら、政令市実現の方向性に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、3月8日に両町長から3月議会に議案を提案する旨の御回答をいただきまして、本日議案を提案しようとするものでありまして、限られた日程ではございますが、十分な御議論をいただきたいと考えてございます。

市民説明会では、中間報告から状況が変われば、再度御説明にお伺いしたいが、その時期は法定協議会における正式な議論を踏まえてということになるので、多少時間がかかる旨の御説明をしまいついておるところでございます。

それから次に、合併に伴う収支改善効果や合併特例債の使用、事務事業の調整などにつきまして、正式には今後設置される予定の法定の合併協議会において議論されるものでございますが、行政の効率化効果について岡山市独自で試算いたしますと、既にこの議会でも申し上げておりますが、3市町の合併によりまして、三役、議員、一般職の関係で毎年約3億4,000万円の効率化効果があると考えられてございます。

また、合併特例債に関しましては、現在の岡山市のままでも独自に推計いたしますと、上限値の304億円全額を10年間で均等に起債した場合でも、償還のピークを迎える平成28年度におきましても0.7ポイント程度の増加と推計されます。

乳幼児医療費負担に関しましては、助成対象を就学前までということを継続した場合、その負担額につきましては、2市2町では約10億4,000万円と試算してございますが、それから玉野市分を除いて年間約9億8,000万円程度の影響額になると推計されております。

以上でございます。

P. 417

◎保健福祉局長（堀川幸茂君） 保育所の最低基準の見直しで、先ほど市長が答弁いたしました第三者機関を除いての4点をまとめて一括して答弁させていただきます。

パート保育士は、公立園ではこの5年間で19人増加してございます。私立につきましては過去の統計がなく、常勤か非常勤かの区別しか明らかではございませんが、平成15年3月現在で、保育士は1,121人のうち非常勤は65人となっております。

また、各保育園におきましては、延長保育も含めて常勤保育士が一人も配置されていないという状況にはならないように常々指導してございます。

パート保育士は、保育の経験が豊富で、園の様子をよく理解している場合が多く、また配置の上でも常勤の保育士とペアになるように配慮してございますので、一概に保育の質が低下するものではないというふうにしてございます。

また、組やグループ編成につきましては、国の基準に基づきまして常に常勤の保育士が各組、各グループに1名以上配置されるよう指導いたしてございます。

児童クラブに関するお尋ねについて一括答弁をさせていただきます。

新設いたしました補助金の加算制度につきましては、長時間加算は該当がありませんでしたが、土曜日加算は7クラブ、障害児受入加算は19クラブが今年度の対象となっております。

また、本年度から実施してございます障害児のための旭川荘さくら児童クラブと3つの民間保育園での取り組みにつきましては、いずれもが関係先の御支援と御協力を得まして、ほぼ順調に推移しているところでございます。

なお、マンモス化したクラブにつきましては、運営委員会方式による児童クラブの1学区1クラブ

を基本としながら、保育園あるいは児童館等での取り組み、さらにはミニ児童クラブや幼稚園の活用など、地域の実態に応じた適切な対応を図ってまいりたいというふうを考えてございます。
児童クラブ標準基準につきましては、児童クラブ全体の運営に当たっての基準を定めているものでございまして、これをもとに各クラブの独自性をも発揮しながら、地域に密着した運営を図っていたところでございまして、見直しの必要が生じれば、適宜改正していきたいというふうを考えてございます。
以上でございます。

P. 418

◎経済局長（小此鬼正規君） 岡山市の農業と土地改良事業について6点の御質問をいただきました。

まず、土地改良区の統合に絡む方法、時期、それから受益者負担についての3点について、一括してお答え申し上げます。

既に今議会でもお答えしておりますように、今後設置を予定しております統合推進協議会での検討課題でございます。可能な限り速やかに結論を得たいと考えております。

なお、受益者負担につきましては、公平性の確保が前提となっておりますため、今後十分検討を要すべき事項でございます。市としては、できるところから負担を求めていくということにつきましては非常に難しいと考えております。

次に、足守川パイプライン事業につきまして、事業費の圧縮を市から提案する必要はないかというお尋ねでございます。

市といたしましては、平成15年6月に国に対し、コストの縮減、維持管理についても効率的かつ低コストになるよう要望しております。平成15年8月、国の再評価でも本市の意見が取り入れられ、今後とも建設費及び維持管理費の縮減に努めるとの結論が出ております。今後とも必要な事項があれば、国に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、南部かんがい排水事業について、受益地域がどこでも潤うよう考えるのが市の役割ではないかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、受益地域がどこでも潤うように考えることが市の役割でございます。しかし、水利権の問題があり、本計画では許可水利権を前提として受益地域全体に適時・適量を公平かつ安定的に配分されることであると認識をしております。国が行った水量調査の結果も含めて、議員御指摘の北部の問題をどうするか、今後農業関係者の御意見、御要望を踏まえて、国、県と協議してまいりたいと考えております。

最後に、先般3月10日の新風会の太田正孝議員の御質問に対する私の答弁が、平成11年の土地改良法に基づく異議申し立てに対する農林水産大臣の決定書と違うのではないかというお尋ねでございます。

少し省略させていただきますけれども、私の答弁では、「受益地域全体に計画に基づいて適時・適量を公平かつ安定的に配分されることを目的にしている」と、このように答弁を申し上げております。目的については適時・適量、公平かつ安定的に配分されることであると認識をしております。

なお、清水が導入されることによりまして、興除用水の水質が改善されることは結果として起こることであり、目的とは認識しておりません。

以上でございます。

P. 419

◎都市整備局長（池上進君） 高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度、これを始める考えはないかというお尋ねでございます。

高齢者の住居の安定確保に関する法律に基づきます高齢者が円滑に入居できる賃貸住宅の登録制度、これは指定登録機関が都道府県になっていることから、現在岡山県において運用をされております。この中で、岡山市内では平成16年2月末現在で26件、361戸が登録をされてございます。高齢化が急速に進行する中、民間賃貸住宅で高齢者が安心して暮らせるように、福祉部局とも連携をいたしまして、この制度の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 419

◎教育長（玉光源爾君） 教育施設の整備ということで5点のお尋ねがあります。

1点、加茂小学校のプール改築費と大野小学校の屋内体操場及びプール改築が設定された理由を数値で説明をということであります。それから、建築年度、老朽度等基準があるわけですが、最も優先される基準は何かというお尋ね、それから土地の先行取得や設計が既に終わっておるものの中からこの事業が選定された理由と、次に中学校の武道場が2校できていないのに、なぜ優先順位が低いのか、それから次に建設に至るまでの優先順位を市民によくわかるように公表すべきではないかという、この4点についてまず答弁をさせていただきます。

加茂小学校のプールにつきましては、水漏れ等の老朽化が著しい上に、プールの水深がほかのプールに比べて浅いんです。そういうことで、水泳指導に支障を来しておるためであります。また、大野小学校の屋内体操場及びプールについては、老朽化や耐震診断の結果、建てかえの必要があるためであります。これらの事業は、国庫補助の採択基準を満たしておりますので、老朽度、緊急度等を総合的に判断をした結果であります。数値であらわすということは非常に困難であります。

それから、中学校の武道場の件でありますけれども、柔道、剣道が選択科目で、設置が義務づけられていないということもあわせて、避難場所となる屋内体操場を優先させたものであります。学校には、さまざまな施設があるわけでありまして、また地域の人口動態や市全体のまちづくりの進行状況で変更も考えられますので、個別の施設の優先順位の公表については難しいと考えております。

5点目は大野小学校のプールの水を温めるソーラー設備をつける目的と、プール使用可能期間の具体的な利用方法をお尋ねであります。また、地域へのプール開放も考えておるのか、今後の体育館やプールの整備についてはこのような仕様になるのかというお尋ねであります。大野小学校では、太陽熱エネルギーを活用いたしまして、児童の水泳指導教育の充実と新しい教育環境に対応した施設で

ありまして、地域の人々にも利用いただける稼働率の高い、また環境に優しい温水プールの整備を計画いたしております。

今後の施設整備につきましても、敷地要件や地域の状況、コスト、環境など総合的な検討を行いまして、学校や地域の実情に合った整備を推進してまいりたい、このように思っております。

以上です。

P. 419

◎都市整備局まちづくり担当局長（青山昂君） ドームとアクションスポーツパークについての一連のお尋ねに順次お答えさせていただきます。

まず、エックス社の経営についてで、9,800万円の未払い金の支払い義務がエックス社にないという一般的な法律的、常識的な観点とはどのようなものか、個別具体的にとのお尋ねでございますが、エックス社の未払い金の支払い義務の有無につきましては、エックス社、蜂谷工業及びその代理人である弁護士が個々の債権を調査・分析され、法律的常識の中で議論し判断される際に基準としたものが、一般的な法律的、常識的な観点からなされたと理解しております。

また、個別具体的に示してくださいますこととありますが、その根拠・理由及び調査した資料につきましても、今後交渉への影響があることから公表できないということでもあります。

次に、未払い金の処理に関して、相手との合意成立を待ってからドーム委託の検討を始めるべきとのお尋ねでございます。

エックス社は、借入金3億円の返済を済ませ、また一部債権の放棄もあり、健全経営に向けて大きく前進したと考えており、残りの未払い金についても契約の解除や債権の放棄をお願いしていると聞いており、健全経営に向けて鋭意努力されていることから、ドームの運営委託を信義則上行うものであり、議員御承知のとおりドームの運営委託につきましては、公園協会からエックス社へ委託しているところであります。

次に、蜂谷工業の支援で財務体質が改善された。しかし、第4期目以降の計画に狂いがあれば支払い不能に陥る可能性があると思うがとのお尋ねでございますが、エックス社が公園の一体的運営ができるようになれば、株主、その他企業の協力が得られやすくなり、増収に努めると聞いており、また利用料金の増加の諸企画を考えられ、第4期から収支が黒字に転換する見込みとなっており、達成可能な範囲内であると考えております。

次に、第2期までの累積赤字が2億800万円になる。3期目以降もこれで計算すれば収支計画は赤字が当分続く、エックス社の経営状況はとのお尋ねでございます。

損益状況につきましては、公認会計士の意見をいただいております。損益の計算において減価償却費と開業費・創立費償却につきましては、実質的資産価値のない金額として控除済みであり、また償却費の計上自体現金支出を伴わず、資金繰りにもほとんど影響がない。また、減価償却費を除いた販管費は、第1期から第2期で大きく減少しており、今後も節減が進むとすれば、それにより損益状況も改善に向かうものと期待されるという意見であり、市としても改善に向かうものと思っております。

次に、アクションスポーツパークの施設について、具体的に何が市の負担で、何が公園協会の負担となるのか、現在エックス社が負担している修繕費用は、譲渡後はどちらの負担になるのか、利用において発生する修繕費用は、また市に移譲後、エックス社の収支計画も変更されることになると思うがとのお尋ねでございます。

市が整備した施設について、改築及び改修を行う場合は市の負担でと考えております。

また、公園協会につきましては、管理上必要な電気や機械設備の点検時に必要となる軽微な修繕に要する経費を想定しております。

現在、エックス社が負担している修繕費用につきましては、議員も「市へ施設移譲された後は、施設が安心して使えるための費用は市が負担することになります」と言われておりますように、譲渡後は市の所有となり、一般的な市有施設同様、市が負担することになると考えております。

また、公園協会からエックス社へは、利用料金による独立採算で運営の委託を行っているものであり、委託料についての考え方の変更がないことから、エックス社の収支計画の変更はないと考えております。

次に、プロポーザル提案と現状の相違の問題についてでございます。

ドームとアクションスポーツパークの一体的経営がエックス社の経営改善につながるということだが、ドーム開業後の相乗効果をとのお尋ねでございます。

ドーム開業後の相乗効果につきましては、イベントの同時開催などを行い、アクションスポーツパークの利用者数が、本年度は2月末で4万3,000人余で、昨年度同期は3万5,000人余であり、約2割の増となっており、にぎわいについて相乗効果が出てきているものと考えております。

なお、一体的経営については、先般運営委託を行ったばかりであり、今後期待を持って見守ってまいりたいと考えております。

次に、プロポーザル提案の10億円のにぎわい施設や集客数に重大な瑕疵があった。共同企業体との契約を解除できるぐらいの重大なことであると考えているがとのお尋ねですが、共同企業体との契約解除につきましては、弁護士の意見をいただいております。「債務不履行を理由に、或いはプロポーザルの瑕疵を理由にプロポーザル契約の解除をすることも理屈の上では考えられるが、これらの理由により契約の目的を達成できないとまでは言えず、解除は認められない」という御見解であり、市としましては、この判断に従わざるを得ないと思っております。

次に、ドームの管理・運営委託についてで、エックス社へのドームの管理・運営委託については、総合的に判断してエックス社以外へ委託するという選択肢はないのかとのお尋ねです。

エックス社へのドームの運営委託につきましては、プロポーザル提案に基づいた事業の中で、岡山市の信義則上の責務を果たすとともに、利用者の利便性の向上や各施設の相乗効果を発揮させるためのものであり、ドーム、広場、ASPO利用の調整を図り、円滑な運営を行うなど、総合的に判断してエックス社に委託するものであり、エックス社に受託能力がなくなった場合や契約違反があった場合などを除き、現在のところ選択肢はないと考えております。

次に、今後エックス社の経営が収支計画どおりにいかなかったら、次の年の契約はどうするのかとのお尋ねですが、エックス社の経営状況が極めて悪化し、利用者に対して問題が発生するなど特段の理由がある場合などを除き、契約の更新を行ってまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度についてで、岡山ドームの管理運営について、指定管理者制度を導入する予定はとのお尋ねです。

指定管理者制度では、外郭団体が管理している施設につきましては、改正法施行後3年を経過するまでは従来どおり現行制度が適用できることとなっており、指定については導入を前提に検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、市は経営戦略をもとに委託をすべきかどうかを判断すべきではないかとお尋ねでございますが、エックス社は一定の経営計画を示して現在エックス社へ委託をしている中で、企画運営について積極的に経営戦略を立案してもらい、活用に向けて取り組んで成果が出ることを期待し、またそのようになるように見守ってまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、議員も言われておりますように、岡山ドームを市民のために親しまれる施設にしていくことを目指しまして、当局、議会、市民が力を合わせるべきとお考えは、まさにそのとおりであると思っております。今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔16番下市香乃美君登壇〕

P. 421

◆16番（下市香乃美君） 御答弁をいただきました。再質問をしたいと思います。

まちづくり担当局長、ちょっとわからなかったところがあるので、最初にお尋ねします。

最後の指定管理者制度のところでお伺いしたところですが、導入を前提に検討すると言われましたよね。指定管理者制度を導入するのが、エックス社の指定を前提に検討していると、そういうことですか。ちょっとそここのところをもう一度お願いします。

それと、2番目の具体的な経営戦略、これはあるんですか。あるんだったら出してください。私はないというふう聞いていたんです。だから、具体的な経営戦略を持って、それを見て判断するべきだというふうには思っております。

それで、その具体的な経営戦略があるんでしたら、ドームの使用料についてです。15年度の予算が2,500万円、16年度が1,670万円に使用料が減っているんですね。経営戦略を持ってドームをエックス社に委託をするのだったら、使用料はふえるのではないかなと思うんですが、御見解をお伺いします。

それと、ドームを委託する場合、2002年9月にドームの運営については地方自治法の制限があって法人体系が望ましい、また情報公開や報告義務のレベルが必要だという市長からの御答弁があったと思っております。

今回の亀井議員の質問には、エックス社の了解を得た上で議会へ提出することがあるよと、したいという御答弁でした。このままドームの運営をエックス社に委託した場合に、情報公開や報告義務、ここの部分がどうなるのか、もう一度お願いいたします。

それと、教育長、お願いします。教育施設の整備、本当に皆さん、いろいろなところで早くしていただきたいところ、たくさんですよ。うちの学区にもたくさんあります。そういう中だからこそ、優先順位のつけ方をきちんとしないと、いろんな疑義を抱かせるのではないかなというふうに心配しております。

別のことですけれども、用水路の安全策について経済局は調査しました。それをABCランクで緊急度とかで基準を設けて、それについては皆さんの方にもこういうふうになりますということをお返しするとまで言っているのです。それに対して、教育委員会は数字ではできないというお返事なのですよ。ちょっとそれは、例えばABCランクつけて、こういうふうを考えていくとか、老朽度とか基準がいろいろあるわけです。これを数値化することはできると思うんです。やる気がないのでしょかと心配をしておりますが、優先順位については市民に公表する時代だというふうに考えます。もう一度お願いします。

それと、大野小学校のプールの開放ですが、地域に開放するよということになれば、安全性の問題、どのように進めていくのか、お尋ねしておきたいと思っております。

これで2回目を終わります。（拍手）

P. 422

◎助役（井口義也君） ドームの関係につきまして2点お答え申し上げたいと思っております。

具体的な経営戦略を持ってということ、これはもう当然議員御指摘のとおりでございます。我々としては、まさにその具体的な経営戦略を持って、そして主体的に、そして市民のためのよりきめ細かなサービスができるようになってほしいというのが、まさに今回の経営改善、あるいは今回ドームとの一体的な管理運営というものの大きな目的だというふうに思っております。

先ほど局長が答弁いたしましたように、現在エックス社の方から一定の経営計画というのは当然示されてございます。ただ、これは当然一般的なものでございまして、要するに具体的なきめ細かな中身ということに関しては、当然我々としてもまだまだ詰める必要があるというふうに考えております。

そういう意味で、今回我々として、まず市としての信義的な役割を果たすということは、この前の答弁でもちょっと申し上げたと思うんですけれども、それはとりもなおさず会社自身が今度はより誠意を持って、それにこたえてくれることを期待しているものでございますから、具体的な経営戦略、よりきめ細かな、そして実効性のあるものをこれからぜひ出していただきたいというふうに思っておりますし、我々としてもそれにつきましては強く求めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、ドームに関する情報公開という話、これは当然な御指摘でございます。これだけの議論、これだけの市民の方の関心をいただいている内容でございます。あるいは、いろいろな御疑問といたしますか、あるいは御心配をいただいているものでございますから、我々としても当然、これは民間の会社がやっているから、あちらのことであるというような形で済む問題であるとは思っておりません。先ほど佐々木議員の方も非常に御懸念を言っていた部分というのは十分我々としても受けとめております。

そういう意味で、ファイアウォール等を含めまして、会社としてはしっかりとしたその歯どめ、あるいはそうした区切り区切りでの報告とか、あるいはそれについてのチェック、こういうものをしっかりさせていくということを今回の仕組みの中でも明確にしたものでございます。

それから、今後議会等の中で、やはり御指摘をいただいた新たな部分がもしございましたら、そう

いうものを含めて当然会社とは前向きな形で協議してまいりたいというふうに考えてございます。
以上でございます。

P. 422

◎教育長（玉光源爾君） 今の教育施設につきましてのいろいろな基準がある。それを優先順位ということで数値化することはできるんじゃないかということと、それから公表すべきじゃないかという、こういうことなんですけれども、学校施設の改築等の整備計画につきましては、国庫補助等の予算措置を伴うものでありまして、個々の条件整備の状況によっては、計画そのものがずれ込むということも考えられるわけでありまして、これらすべてを数値化して優先順位を示すということは難しいものと考えておるわけでありまして、全市的な視野で緊急性のあるものを優先的に行っているの、ひとつこの点については御理解をいただきたいと思っております。

P. 423

◎都市整備局まちづくり担当局長（青山昂君） あと1点残っておりますが、指定管理者のところではエックス社を前提として考えているのか、またドームがエックス社になったときにその監査というんですか、そういう情報はというお尋ねということで……（「もう一個、使用料について」と呼ぶ者あり）使用料につきましては、確かにアクションスポーツパークにつきまして、利用者数については2割の増加があると先ほどお答えさせていただいたところでございますが、利用料収入につきましては、平成14年度と比べまして15年度は約9掛けということで若干減っている状態でございます。一生懸命頑張っておるところで……（「使用料を聞いたんで、利用料じゃない。ドームの使用料。ドームの使用料の予算が15年度は2,500万円、16年度が……」と呼ぶ者あり）

P. 423

◎教育長（玉光源爾君） 答弁漏れ、大変失礼いたしました。
大野小学校のプール開放についての安全管理の面、これはどういうことかということなんですけど、プールというのは必ずと言っていいほど、これは児童・生徒だけで使う場合につきましても、プール計画に基づいて委員会をつくっておるんです。安全管理について委員会をつくっておるんです。したがって、地域の人に開放ということになれば、これは学校関係者だけでなく、地域の人も入れてそういう委員会をつくってやっていくということになると思っております。
以上です。

P. 423

◎助役（井口義也君） 失礼しました。ちょっと答弁の方が少し混乱しているようでございまして申しわけございません。
ドームの使用料の予算が下がっているというのは、これは現実には、ドームを昨年4月からオープンいたしますと、やはり実態として市民利用というのが非常に多い。市民の方がやはりこのドームというものをいろんな形で御利用いただいて、我々としてはありがたいことなんです、まさにこういう実態、市民利用が多いということで当然それについては単価が下がるということですから、それを実績として見まして今回下がっているという状況でございます。我々としても、ぜひこの市民利用と収入を上げるといふことのバランスというのは非常に大事でございますけれども、やはり市民の方により多く御利用いただくというのはこれは非常に大事なことでありまして、今後ともそういうことを含めていろいろと研究していきたいというふうに思っております。
以上でございます。

P. 423

◎都市整備局まちづくり担当局長（青山昂君） ドームについての指定管理者制度の中ではエックス社を想定しているということでございまして、エックス社がドームの指定管理者になったときには、現在の時点ではそのドームについての指定管理者の中での情報公開と、こういうものは当然現時点ではできると、可能というふうに考えているところでございます。
〔16番下市香乃美君登壇〕

P. 423

◆16番（下市香乃美君） では最後に、井口助役、私はドームの使用料が下がった理由を聞いたわけですよ。市民利用してもらって下がるんだ。でも、私が今聞いているところでは、ここでエックス社に委託するのは、平日の市民利用も含めて利用を高めていく、そういう営業活動をエックス社がやるんだって、そういうふうにいるんですね。それでないんだしたら、今の公園協会に委託しているのと何にも変わりはないわけです。だから、具体的な経営戦略というのを見て判断するべきだろうというふうに思っているわけです。
ここで今の指定管理者のお話です。ドームの委託をエックス社にという、それが決まっているというのをおかしいですね。指定管理者というのは公募で選んでいく、そして一番いいところに委託をする、そのための制度、そして情報公開や報告義務も行われるということになると思うんです。だから、指定管理者制度を導入する予定があるんだしたらエックス社にという話ではないと思うので、もう一度御答弁をお願いいたします。
それで、この操車場跡地、本当に市民にとって大事なところですよ。そして、いち早く始めたASP O、ドーム、皆さん心配しています。本当に当局には、議会、市民、皆さんの声を一生懸命聞いていただいて、一番いい方法でここの土地を盛り上げていく、そういう方向で進んでいただきたいと思っております。
きょうはどうもありがとうございました。（拍手）

P. 424

◎助役（井口義也君） まず1点目、ちょっと私の説明と言い方が言葉足らずだったかと思いますが、このドーム自身はやはり公的な施設であると、こういう役割が当然でございます。ということで、私の申し上げたかったのは、市民利用というのはやはり大事なベースの部分であろうというふうに思っております。

ただ、当然これについてはやはり収入を得て、それによって運営していくという非常に重要な役割といえますか、基本的な性格がございます。そういう意味で、当然その収入をふやす努力、きめ細かな努力というのをしていくということだろうと思っております。

そこで先ほどちょっと私バランスというようなことを申し上げたわけですが、エックス社については、ぜひそういう意味で民間的な発想というものを生かしていただいて、今言いましたようなその収入を上げる、それからより新しい、いろいろ今まで我々公的な者では想像もつかなかった、あるいは発想できなかった、そういうような使い方、そういうものも提案してほしいというふうに考えております。

具体的な形がまだ出ていないというのは、これは御指摘のとおりだと思います。ぜひ我々としても、できるだけ早くそういうものを出し、そしてそれを実際に行って、実績というものを出していただくよう、これを会社と、やはり両輪になるというように形になろうと思っておりますけれども、そうした形で進めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の指定管理者制度でございます。

これは議員が御指摘のとおりでございます。現時点では公園協会、そしてエックス社という形にやっているわけですが、指定管理者の制度が、これは先ほど御説明しましたように、改正法施行後3年を経過するまでは従来どおりということで、この間の中で、当然さっき言ったように3年後には指定管理者の制度にこの施設というものは、やはりなっていくべきだろうと思っておりますので、その中でどういったところがそれにふさわしいのかというのを研究していくということだろうというふうに思っております。現時点で特にどこに決まっていると、これは当然そういう仕組みではないというふうに理解してございます。

以上でございます。

平成16年 2月定例会 — 03月15日— 10号

P. 469

◆16番（下市香乃美君） 皆さんこんにちは。きょうの合併の質疑、私で5人目となりました。まだ半ばというところですが、大分お話がわかってきた、見えてきたかなと思っているところもあります。

それでは、通告に従いまして質問をしたいと思っております。もう急なので重複している部分、あるかと思いますが、とりあえず質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1市2町の合併について。

政令市を目指しての1市2町の合併とは何か、これが私は一番知りたいところなんです。これまで2市2町の合併について、任意協議会の場において議論が行われてきました。ところが、玉野市が抜けた1市2町で法定の合併協議会を設置することになり、議案が提案されているところです。1市2町の合併は何を目的とし、どういうまちを目指しているのか御説明ください。

次に、任意協会の中間報告にある新市のまちづくりの基本方針は、この1市2町の合併に生かされるのでしょうか。また、その他の任意協会の中間報告は今後どのように取り扱われるのでしょうか。

次に、山陽新聞によりますと、御津町長は中核市である岡山市などとの合併は町にとって大きなメリット、政令市を目指し、まず1市2町でというふうに提案理由を説明したと報道されています。先ほどもありましたけれども、萩原市長からは、そういう提案理由説明はありませんでした。市長と御津町長との間に隔たりはないのでしょうか。

次に、国会に新市町村合併特例法案、市町村合併特例法改正案、地方自治法改正法案が提案されています。市町村合併特例法改正案によりますと、2005年3月31日までに申請がなされた市町村の合併については、この法律は同日後もその効力を有するが、2006年3月31日までに当該申請に係る市町村の合併が行われなるときは、同日後は効力は有しないというふうになっています。これは以前の市民説明会の当局の説明のとおりです。合併支援プランについての変更はありませんでした。2005年3月31日までに合併すると、岡山市にとって財政的なメリットは総額で幾らあるのでしょうか。合併特例債は304億円となっておりますが、その他についてもお答えください。

そして、公営企業に係る財政支援額、これは幾ら取れるのでしょうか。今回の1市2町の合併の夢は財政的支援だけになると考えられますが、いかがでしょうか。そのことによって描ける岡山市の夢とは何なのでしょうか。

次に、政令市についてお尋ねします。

今までも多々ありましたが、1市2町の合併、このままでは政令市にはなれません。改めてお尋ねします、あくまでも政令市を目指すのでしょうか。

玉野市にも働きかけていくという御答弁がありますが、玉野市が今後加わることを想定するとしたら、この1市2町の合併というのは仮の姿ということになるのでしょうか。

私は、市長の政令市に対する対応は変わってきていると思っております。思いは違わないのかもしれないのですが、明らかに御答弁内容は変わってきています。いつの時点でどのような理由で変わったのか御説明ください。

そして、今考えている政令市は、人口は70万人ほど、そして面積700平方キロメートルを超える、そういう政令市です。そういう政令市のメリットについてお示しいただきたいと思っております。

次に、情報公開と住民説明についてお尋ねします。

今回の法定協会の設置は、岡山市から御津町、灘崎町に働きかけたものです。これは岡山市が合併に向かっ、みずから声をかけ積極的に動いたこととなります。そうなると、岡山市長と岡山市当局の合併に関しての発言は、岡山市民だけではなく御津町、灘崎町の町民にも少なからず影響を与えるのではないかと思います。

合併することによって、市民説明会で説明した都市内分権による細やかな住民サービス、概算10年間で227億円の収支改善、児童福祉の一体化による児童虐待などに対するスムーズな対応、直接教員を採用することによって特徴的な教育現場の実現、地域の実情を踏まえた一体的な道路整備や効率

的な維持管理などは、どこまで今回の1市2町の合併の中で住民に対して担保できるのでしょうか。それぞれの事項に対して具体的に御答弁ください。

また、もし担保できないのなら、このことが市長答弁における市民説明会で話した内容と、今回設置しようとしている法定協議会の間で具体的なそこという部分ではないかと思われます。具体的に市長がお考えになっている市民に対してのそことはどのような部分なのか、また実現しないことに関しての市民に対しての説明責任をどうするのかお示しください。

市長は、企業で例えるなら、代表取締役社長になるわけです。企業も健全な経営体質を維持しつつ、社員に対して明確な将来のビジョンを示してかじ取りをしなければ、企業の発展や経営基盤の維持をすることができません。置きかえてみると、合併に関する将来のビジョンを市長みずから市民に対して示すことが必要だと思えます。これから数十年先の岡山市の姿が丸になるのか、四角になるのか、三角になるのか、市民から見れば市長さんどうなんですかというふうに聞きたいわけです。そういった思いが市民説明会の合併に対してのいろいろな意見、バラ色の合併ばかりが見えてくる。そのほかの自治体はどういう実態だったのか、そういう情報をもっと岡山市は市民に伝えなければならぬのではないかと、メリットばかり聞かえてくる、もっとデメリットもあるのではないかと、10年後の岡山市の姿が知りたいのだ、地域住民が市街地の住民と同じような暮らしができるのかといった発言であり、それに答えるのが市長の説明責任ではないかというふうに思います。

そこで、市長は卓越した強いリーダーシップを発揮して、法定協議会で議論をされ、変わっていく部分もあることは承知の上で、市民に対して合併に関する個人的な考えだが、踏み込んだ形で新しい市の枠組みの中でこうやりたいという具体的な案を示し、議論のテーブルの上に乗せるべきではないでしょうか。そうすることで市民に対しての情報公開ができ、住民説明となり、2町との議論も活発になり、合併の方向性も見えてくるのではないかと思います。

合併後のリアルな岡山市の形を、いつどのような形で市民に提示されるのか、お考えをお聞かせください。

さて、これまで任意協議会から法定協議会にいつ移行するのかという質問に対して、天野企画局長から機が熟するのを待ってとか、住民の機運が高まったらとの答弁がありました。

さて、今ここで法定協議会が提案されているわけです。なぜ今法定協議会を設置するのか、その理由を御説明ください。機が熟したと言える事実をお示しください。また、住民の機運が高まったことをどのような方法で把握したのか、御説明ください。

そして、なぜ今ここで1市2町の任意協議会ではなくて法定協議会の設置なのか、その理由をよくわかるように御説明ください。

それでは最後に、合併協議会についてお尋ねします。

岡山県南政令市構想合併協議会規約が提案されているわけですが、これはどこでだれが責任を持って話し合い、提案に至ったのでしょうか、御説明ください。

ここで2市2町ではない1市2町の法定合併協議会の名前を岡山県南政令市構想合併協議会というふうにしています。これは先ほど市長から三木議員への答弁があっただけですけれども、私はこれは市民説明会と何ら変わっていないような誤解を市民に与えると思います。2市2町から1市2町へと枠組みが変わったことがこの名前からだけではわからないわけです。法定協議会の名前を変えるべきではないでしょうか、お伺いします。

その次に、規約の中身についてお尋ねします。

規約第3条「協議会の事務」というところには、任意協議会の規約の中にはあつたんですが、ここでは載っていない項目があります。それが「政令指定都市への移行に関する基本的な事項」、これがありません。1市2町の合併が政令市を目指すワンステップとするなら、なぜこの項目がないのでしょうか。また上述、今申し上げました法定協議会の名前とも整合性がとれないと思います。あわせて御説明ください。

次に、2市2町の合併の市民説明会を開き、合併・政令市構想の説明をしたすぐその後で、1市2町に枠組みを変えた法定合併協議会の提案ということになっています。本当に市民の皆さんにこのことを説明する時間ありませんでした。このことは市民協働のまちづくりを進めている岡山市の方針と相入れない事柄だと思います。特に市民にかかわりの深い合併という重要な案件です。このことは市民への十分な情報公開と市民の意思確認が必要だと思えます。

そこで規約第7条についてお尋ねします。

これは「委員」という項目なんですけれども、ここには「構成市町の長が指名した識見を有する者 各市町3名以内」というのがあります。今申し上げました十分な情報公開や市民説明ができていないことから考えて、また市民協働のまちづくりを進めていく岡山市としては、せめてこの委員は市民からの公募委員を充てて、市民の意見を十分に尊重すべきだというふうに考えます。御所見をお伺いいたします。

5番については割愛します。

これで、第1回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

P. 471

◎市長(萩原誠司君) それでは、下市議員のお尋ねにお答えをいたしますが、御津町長との関係、隔たりというか、あるとすれば御津町が今町制をしいていて、その上に普通の市があり、特例市があり、中核市があり、政令市がある。御津町から見ると、やはり中核市岡山に対して一緒になること自身相当大きなジャンプだということがあります。それは間違いないです。ただ一方、こっちはもう中核市になってますから、そこんところはもうクリアしてるわけですね。それで、御津町としてはまずその段階があつた上で、さらに一緒になって政令市を目指そうというふうに言ってるわけですから、中核市の話以降については、全く同じ意識になっているというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

P. 471

◎企画局長(天野勝昭君) まず、1市2町の合併は何を目的にということでございますけれども、これまでさまざまな形でお伝えしておりますけれども、合併の目的、それからまちづくりにつきまはしては、やはり今後法定協議会の中で議論されるということにもなりましようが、岡山市としては政

令指定都市を目指す方向性の中で、国際・福祉都市の実現を訴えてまいりたいと考えてございます。
新市のまちづくりの基本方針につきましては、任意協議会での議論を踏まえまして、法定協議会の中で改めて1市2町で議論を深めるというように考えてございます。
財政的なメリットにつきましても、正式には法定協議会で議論されるということでございますけれども、これもこの議会でも御答弁申し上げておりますように、それぞれの行政効率化効果、そういったものが出るわけでございます。
それから、公営企業に対する支援というものが何を指しているのか、これはちょっと不明でございますので、お答えいたしかねます。
それから、政令市をどう目指していくのかということでございますが、これもこれまで御説明しておりますとおり、政令指定都市を実現のためのステップとして合併というものが必要であるというふうに考えてございます。
その流れの中で、一緒に考えていきたいという意思のある団体に門戸をあけているという姿勢は、これまでどおり一貫してございます。
他の自治体加わる場合のその加わり方については、いろいろな形が想定されますが、その場合は両町とも御相談の上、検討してまいりたいというふうに考えてございます。
それから、市民説明会で説明した内容の担保、そういったことでございますが、今後とも政令指定都市実現に向けて一步一步努力し、政令指定都市へ移行できれば、それに伴い移譲される権限を有効に活用してまいりたいという考えでございます。
市民説明会では、中間報告から状況が変われば再度御説明にお伺いしたいと、その旨を申し上げておるところでございます。
市民説明会では、さらに市民の皆様からしっかりとした選択肢をまず示すべきだとの思いを受けとめてございます。現行の合併特例法の期限をも考慮いたしまして、責任ある選択肢をお示しするためにも法定協議会の設置をお願いしているところでございます。
規約関係につきましては、新風会の三木議員にお答えしたとおりのところでございますが、名称につきましては、あくまでも今後とも政令指定都市移行を目指してステップを踏んでいく方向性をお示しているというところでございます。そういう中から、規約第3条第3号におきまして、「構成市町の合併に必要な事項」ということにしておるところでございます。
長の指名する委員の選任につきましては、これまでの任意協議会の経過を踏まえまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。
以上です。

〔16番下市香乃美君登壇〕

P. 472

◆16番(下市香乃美君) 御答弁をいただきましたが、私が質問したことに真っすぐな、先ほど羽場議員からは真っすぐな直球をという話がありましたが、私は細かいことをたくさん聞いたのですけれども、どこかの質問に対する答えがどれだったのか、いまいわからないところがありましたので、再度お尋ねすることも含めて再質問させていただきます。
まず、この間の、きょうの質問を含めまして、私は今当局がこういうふうに考えているのかなと思っております。任意協議会、2市2町でやりました。中間報告をしました。そして、その中身は政令市を目指す、70万人で政令市になるんだということを目指しての中間報告でありました。で、その同じ形のまま法定協議会の提案ということになれば、こんなにも不安というか、戸惑いはないわけですが、今回の法定協議会の設置議案が1市2町になっている、ここが問題なのだというふうに思うわけです。それが、きょうの御答弁を伺っていると、先ほど市長からありました、2市2町から1市2町になったその枠組みの変更というのは、マスコミが報道しているからそれでいいんだと。果たしてそういうことなのでしょう。か。(発言する者あり)違うんでしたら、また言ってください。
私は、2市2町から1市2町、これは明らかに枠組みの違いは、枠組みの違いだけでなくて、このままでは政令市になれないという、そういうことだと思えます。それでは、やっぱりこの1市2町の合併の法定協議会の提案は、1市2町のまちづくり、どういうまちを1市2町で目指すのかということが提案されなければならぬと思うわけです。
で、その1市2町のまちづくりについて、どういふふうを目指すのかということをお聞きすると、先ほどの2市2町の任意協会の中間報告に基づいて、組織は別だと言いつつ、それを承継していくというようなお話のように聞こえました。そうしましたら、ちょっとお尋ねしたいんですけども、この枠組みの変わったこと、2市2町から1市2町になったその法定協議会の設置議案だということについて、今市長からそんなことはないというふうな声が聞こえたんですけども、このことについての市民への説明はどのようにされるつもりなのか。先ほど、マスコミでできる範囲でいいというふうに私には聞こえたんですけど、それ以上にされるお考えがあるのなら、お示してください。
それと、1市2町で17年3月31日までに合併をしたとします。そのままで70万政令市の要件は残るのでしょうか。つまり、来年の3月31日までに1市2町の合併を決めます。その後の1年間に、もう何もなかった場合って言うか、どう言うたらいいんですかね、17年3月31日までに合併をしたら、今ある合併支援プランの70万政令市っていう要件は残るのかどうか、そこをお尋ねします。
それと、今公営企業のことについてはよくわからなかったと言われました。わからなかったら聞いていただけたらと思ったんですが、公営企業、上水道、下水道、病院について、公営企業にかかわる財政支援策っていうのが合併支援プランの中にあるわけです。これ、使うとしたら、どこにどれだけ使えるのかということをお聞きしたかったわけです。例えば、御津町の金川病院の新設に40億円とかというようなお話が今議会でも出たりしていましたが、これは新しくつくるといふことなので、ソフトではないです。ハード部分ですけども、先ほど灘崎町の下水道は21年まででしかたか、49億円かかるんだというお話がありました。また、岡山の市民病院は繰越赤字が95億円ありますが、こういうところにも使えるのかどうかということをお尋ねしたかったのです。はい、そういうことです。
それと、ずっとお話を聞いていきますと、政令市を目指すんだ、先ほど横田議員の方からの質問もありました、段階的にふやしていく。どちらにしても、今回のこの1市2町の合併というのはこれだけで終わらないから、きちんとしたもではない。やっぱり仮の姿なのかなというふうに考えるわけですが、そのところはどうかというふうなことです。
それと、今回の任意協議会から法定協議会に移行するという、この件については、たびたびこの本会議でも質問がありました。いつなるんだということを議員の方が聞きました。そうすると、天野局

長の方から、機が熟したらというお返事があったわけです。それならば、今法定協議会が提案されるわけですから、機が熟したというのはどこをもって言ってるのか、明確にさせていただきたいと思ます。

また、住民の機運が高まったというふうに把握してるのかどうか。もし把握しているのであれば、その理由を御説明いただきたい、そういうふうになります。

それで、2回目最後にお聞きしておきたいのは、この間、確かに32中学校区で市民説明会をされ、市民の声もお聞きになったというふうには思っています。その市民説明会の席上で出てきた意見については情報公開をしていきたい、そういうお話が市長の方からあったというふうに聞きました。でも、その市民説明会での市民の意見というのは全然明らかになっていません。私たちが幾つかの会場で聞いたものか、限られた情報しか私たち議員も持ってありません。これはいつ、どういう形で明らかにするのか、お示しいただきたいと思ます。

そして、この間、2市2町の任意協議会、その中間報告の説明会、そして今度の1市2町の法定協議会の提案、この一連の流れについての市民への説明について、これは十分にやっとな、これでよかったというふうにお考えなのかどうか、もう一度お聞かせいただきたいというふうになります。

それと、市長にお伺いするのを忘れましたが、政令市の問題です。先輩の横田議員や羽場議員の方は、前の市長のことも存じておられて、そういうお話もありました。私はまず最初に、市長からは、政令市というのにはいろいろ問題もあるし、とりあえず考えてはいるというふうなお話だったというふうになります。それが、まあ政令市も考えてもいいかな、J C から言われたり、議員から言われたよということもあつたりして、考えてもいいかな、そこから、今はもう政令市を目指すんだということも言われてるわけです。その変遷に至った理由と、それと70万の政令市、静岡市がなるとすれば先になるわけですから、人口的にも少ないです。そして、逆に岡山市は面積が広い、700平方キロメートルを超える政令市になるわけ、そういう政令市のメリット、先ほどあつたかもしれませんが、再度になるかもしれませんが、お話しただけならというふうになります。

以上で2回目の質問を終わります。(拍手)

P. 473

◎市長(萩原誠司君) それでは、下市議員の再質問にお答えします。

まず、1番の問題は、政令市の70万の人口要件についての期間問題があると思ます。それでいいですね、1番は、それで。

これについては、私がいろいろ私のルートでいろいろ相談をしたり、内々のその考え方を聞いた中では、今回の合併時期にきちっとした合併をある程度しておけば、その後追加があつても、それは70万で残るといふような理解を私自身はかなりの皮膚感覚として持つておるから、こういう議論になっていふふうにも御理解をいただきたいと思ます。そういう、どうもそんな感じがしてしょうがないという気がいたしてあります。

それから、2番目に、公営企業について、財政的なメリットである合併特例債が使えるかどうか、あるいはソフト資金が使えるか。これは、新市建設計画の中に正しく位置づけられたものであれば使えるというふうに解釈をしております。それが2点目でありま。

それから次に、仮の姿かということ、これは御理解の仕方だと思ます。ステップだという理解もあるし、ただ、私があえて1点追加するとすれば、これは議員の御質問により正確に答えるとすれば、仮かどうかは別として、羽場議員もおっしゃつたように、1市2町で例えば新市ができて、それはそれとして物すごく重要な、かけがえのない一つの、世界に一つの花といふと変ですけども、それはそれとして、仮じゃなくて、やっぱり実質の市民生活が行われる大変かけがえのない市であろうというふうになります。ただ、それは成長するといふ前提を、目標を持つての状況で、仮といふようなことにはならないような気もするんですけどね。これは思ひの持ち方の問題だと思ます。

それから、機が熟したかどうか。これは客観的な判断で言つて、我々のその機が熟した方の判断としては、説明会をちゃんとやったこと、あるいは後の問いにもかかりまですけども、選挙をやつたことといふようなものがあるんですけども、むしろ我々として機が熟するかどうかの一番の論点は、こつちは迎え入れる側ですから、玉野や灘崎や御津の方々の機が熟するかどうかといふところがあつて、それは住民説明会をされたり、議会との議論をそれぞれが当局がされて、機が熟したんで法定協を出そうじゃないかといふことが一番大きな機が熟したといふ判断ですよ。さらに、その裏側は、玉野について機が熟さなかつたといふふうには考えたら御理解いただけるような気がいたします。

それから、情報公開については、もちろんするつもりでございますし、今でもある程度の概略整理をしたものを情報公開するといふ形でお話をさせていただきたく思ます。詳細な分析が済み次第、ホームページ等にアップするよう日程になっておる……(発言する者あり)ええ。ただ、もうタイムリーかどうかといふ問題はあつたと思ます。

それから、説明が十分かどうか。これは不十分です。なぜならば、まだ説明に必要な道具がないんです、これ。そのことを何回か言つてまして、したがつて法定協にした上で説明をしないと、十分な説明にならないですね。どうなるんでしょかなんて言われたら、それはどうなるかわかりませんといふ答えしかできない部分がいっぱいあるんです。それが一番の問題だといふふうになります。

それから、政令市についての考え方がどう変わったのかといふことについて言つて、これは長い経緯を省略して言つて、明確に言つて、市民の意向に沿つて変えました。なぜそんなこと言えるんだ、それは、昨年の選挙のときに、政令市に向けて合併促進で私は頑張つていきたいといふ公約をし、それを市民の方々がサポートをさせていただいたからであります。

以上であります。

[16番下市香乃美君登壇]

P. 474

◆16番(下市香乃美君) それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今の市長、説明が不十分だといふお話なんですけれども、ちょっと私が尋ねた部分と違うので、もう一度お尋ねします。

市長は、今は道具がない、材料がないから説明できないんだといふ、そういう御答弁でした。私が

聞きたいのは、2市2町の任意協議会を終えて、その中間報告をもって市民に説明した、その内容と、今回法定協議会の議案が提案されている1市2町、この違いですね。この違いは説明をしなくてもよいことなのかどうかと、その部分の説明が十分だったのかどうかということをお尋ねしました。だから、それがマスコミでしてからのいいということなら、そういうお返事になると思いますし、いや、まだやっぱり……。私は思うんですよ、説明会に来られた皆さん、やっぱり政令市になっただけという質問、また区割りはどうなるんだっていう質問、たくさん出ていました。状況が変わって、この1市2町の法定協議会のこのままでは政令市は望めないわけですから、そこを市民の方に説明が要るのではないかと。私が、こういうふうになっているんですということをお話ししましたら、任意協議会ができるんだと思っていただくと、枠組みが変わるからね。え、法定協議会だったのか、僕はそのことはあなたに確認したかったっていうお電話をいただいたりもしておりますので、そこは十分な市民説明ができたのかどうか、それでいいのかということ、重ねてにはなりません、お尋ねしたいというふうに思います。

それで、やっぱり17年3月31日までに合併するというのは、現行の市町村合併特例法、その中にある合併支援プラン、これがあることがとっても大きいわけです。今、市長がお話ししてくださったように、ここで1市2町の合併をしとけば政令市になるという道が開ける、そういうことなら、そういうことをやはり市民の皆さんに御説明をする必要があるのではないかと。私は、そこが、この間短かったから十分に説明がし切れていないのではないかと、そのことを申し上げております。

それで、市民への情報公開が少ないということ踏まえて、せめて合併協議会の委員の中に市民公募の委員を入れたらどうかということ質問したのですが、これについて明確な御答弁がありませんでした。これ、構成市町の長が指名するわけですから、最終的には市長が指名するというにはなりませんけれども、その前の段階で、市民からも広く合併協議会の委員になるという人を受け付けるかどうか、そういう姿勢を岡山市がどうかというの、これまでの市民協働のまちづくりを進めていく、ずっと進めてきた岡山市として必要なことではないかというふうに思うわけです。

先ほど市長がおっしゃられた市民への説明というのは、法定協議会ができて、一定程度まとまって、次までにしたい、それはそういうふうにしていただけたらいいかなとも思うんですけども、ここでこの議案を出したということについては、これまでに十分な説明ができていなかったというふうにももしもお考えになられるのなら、ぜひ公募の委員を考えていただきたい。これは、住民説明会を行いました、その中で市民の方からそういうお声もありましたので、重ねて御質問いたします。

それで、私、この議論の中でよくわかってきたのが、1市2町の合併が最後の目的ではないと。最終的には政令市を目指していく、そういうことになるのかなというふうに思いました。

でも、2市2町で、2市2町の任意協議会で議論したこと、これは2市2町で政令市になるということ、これを想定した上での議論だったわけですから、1市2町の法定協議会、天野局長からの御答弁、ここでは繰り返しませんけれども、組織は別であるということの方を重要視していただきたいと、1市2町の中でもう一度やるのではないかと、私はそういうふうに思っております。ここについて、御異論があればお示しいただきたいというふうに思います。

先ほどの公営企業のことに戻りますけれども、これは合併特例債の中で使うことができると、そういうふうな理解をすればよろしいでしょうか。

それと、最後になりますが、何回も繰り返し申し上げて申しわけありませんけれども、本当にこの合併問題、1市2町の合併、市民に与える影響は多大です。十分な市民への情報公開と説明責任を果たすことが岡山市の役目だということ、市当局の役目だということに思います。この場を使ってでも市長の方から十分な市民への説明をしていただきたい。合併支援プランのこと、合併特例債を使うということ、また政令市の要件がこの1市2町の合併によって残されるといいますか、続くというか、そういうことであるということがきょうの議論の中でわかりました。

最後に、私は市民からの声をどのように受けとめていくか、市民公募の委員をお願いして、今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

P. 475

◎市長(萩原誠司君) それではお答えをいたします。

まず、公営企業の投資行為にも、これは法定協できちつと議論がつけば使えるというのは、何度も言いますけれども御信頼をいただきたいと思っております。

そして、さらに言うと、ソフト事業、例えば検診事業とかということについても、ひょっとしたら40億円の基金が、これ決めればですよ、使われないことはないはずであります、いずれにしてもこれは法定協での議論であります。

それから、何ていうんですかね、政令市に向けての議論をする権利が残ってるっていうことを説明せんかいなと、こういう御議論であります。この辺については、まだ説明できません。それは法定協ができて、法定協で結論が出ればそういうことを言えるんだけど、まだ仮定の話なんですよ。さっき言ったように、もし今回の合併期の中で合併ができたなら、それは権利は残ると思うよと。まだ何もできてないです、今、全然何もできてないんで、そうだそうだと言って説明することもなかなか難しい状況ではあります。ただ、議員がおっしゃるように、その都度その都度、我々としては一歩進んだり、あれすれば、また説明しようと思っております。

もし、今回の1市2町が全く別の1市2町だったら、これはおっしゃるとおりだと思うんです。例えば、玉野、灘崎、御津と議論していると、岡山ほか、玉野、灘崎、御津と2市2町で議論していたのが、突然岡山市と、例えば直島町と、何か船穂町とやるんだっていったら、これは確かに、それは違おうがって話だけど、2市2町の枠組みの中の部分集合でやってるっていうことがポイントなんです。加えて、その2市2町の枠組みを、今後ともできたなら継続をしたいっていうことも申し上げてるわけでありまして。その辺の御理解を賜っておきたいと思っております。

それから、委員の選定については、趣旨としてはわかります。住民協働のまちであるから、住民協働性が最も高い委員を限られた数の中で選んでいくということであれば、そのとおりなんです。それが公募になるかどうかは、これは別の判断です。

ただし、もう一個の論点である市民の意見はちゃんと聞けということ、これは法定協をやる場合でも何の場合でも、常に市民の方々からの一般的な意見をたくさん吸収していく作業をやめる必要はないし、それは大歓迎であります。御理解を賜りますようお願いいたします。

